

基安労発第0319002号

平成21年3月19日

社団法人日本エルピーガス連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

「石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について」リーフレットの送付等について

労働基準行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省といたしましては、石綿業務に従事した労働者及び離職者に係る健康管理対策の拡充を図るため、石綿障害予防規則に基づく健康診断の対象業務及び石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務の拡大について、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則の一部を改正(平成20年政令第349号、平成20年厚生労働省令第158号)し、平成21年4月1日より施行することとなりました。これにより、石綿等を製造し、又は取り扱う業務(以下「直接業務」という。)だけでなく、直接業務が行われた作業場内(石綿の粉じんが発散する場所に限る。)における直接業務以外の業務(以下「周辺業務」という。)も対象業務に追加されます。なお、周辺業務に従事していた方のうち、胸部レントゲン写真等で石綿にばく露したことを示す客観的な指標である「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」が認められる方については、石綿健康管理手帳の交付の対象となります。

つきましては、本改正内容を踏まえ、「石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について」のリーフレットを作成し、別途送付させていただきますので、貴団体におかれましても、会員事業場等に対して周知等を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、本リーフレットは、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

厚生労働省ホームページ 石綿情報

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

(リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/090312a.pdf>

